

平成 21 年 5 月 12 日
厚生労働省医薬食品局総務課

**薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の
パブリックコメント期間短縮の理由について**

- 薬事法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 69 号）については、平成 21 年 6 月 1 日から全面施行することとされており、平成 21 年 2 月 6 日に公布された薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 10 号）においては、
- ① 薬局開設者等は、第 1 類医薬品の販売に当たっては薬剤師に対面で情報提供を行わせること、第 2 類医薬品の販売に当たっては薬剤師又は登録販売者に対面で情報提供を行わせるよう努めること、
 - ② 薬局開設者等が郵便等販売を行う場合には、第 3 類医薬品以外の医薬品を販売等しないこと
- 等とされているところであるが、
- 今般、郵便等販売に関する経過措置を設けるため、同省令の一部を改正し、平成 21 年 6 月 1 日までに公布及び施行する必要があるため。